

京都市告示第 169 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成16年1月13日付けで認可した西野山分譲住宅自治会及び平成17年3月11日付けで認可した京北自治振興会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月23日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

団体の名称	変更前	変更後
西野山分譲住宅自治会	嶋田 良夫	前田 哲哉
京北自治振興会	田中 誠	久保 敏隆

2 代表者の住所

団体の名称	変更前	変更後
西野山分譲住宅自治会	京都市山科区勸修寺柴山 8番地の285	京都市山科区勸修寺冷尻 1番地の35
京北自治振興会	京都市右京区京北上弓削町 中ノ町31番地	京都市右京区京北五本松町 上八面田15番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)